

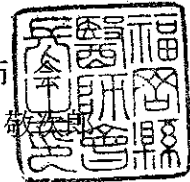


福岡医発第999号(保)
平成15年 8月22日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原 敬 次 郎



(財) 労災保険情報センターが行う緊急融資について

(財) 労災保険情報センター(RIC)では、7月の大雨による水害により被害を受けたRIC加入医療機関に対し、長期運転資金貸付制度に準じて下記のとおり緊急融資を行うことを検討している旨連絡がありました。

つきましては、希望される医療機関がありましたら、9月19日までに本会保険医療課宛ご連絡をお願いいたします。

なお、今回の緊急融資は、RICの予算の関係もあり、まだ正式決定ではないことを申し添えます。

記

1. 貸付申込対象者

RICと労災診療共済契約締結後1年以上経過している契約者で、援護事業による診療費貸付実績を有する者(現在借入中の方は除く)

2. 貸付資金使途

水害により被害を受けた施設の修復費・医療機器の購入等

3. 貸付額

各医療機関の借入申込月の前1年間において、援護事業により貸付された診療費の80%の5倍を限度(ただし、1医療機関に対する最高貸付額は700万円、最低貸付額は100万円とし、貸付額の単位は10万円とする)

4. 貸付利率

財政融資資金法に基づく、財政融資資金貸付金利率から1.0%を減じた率(固定金利)(ただし、利率の下限は0.1%)

5. 貸付期間及び返済方法

(1) 貸付期間

貸付金の返済期間は5年以内(ただし、必要に応じて6カ月以内の据置き期間を設けることが可能(この場合、措置期間は返済期間に含まれる))

(2) 返済方法

- ・元利均等方式により、毎月の援助事業の診療費の貸付額から控除
- ・援護事業による診療費の貸付額が当該月の返済額に満たない場合は、その差額分は別に返済

7. 延滞損害金

債務不履行の場合は、返済すべき金額（元利）に対し年10%（365日の日割計算）の延滞損害金を徴収

8. 保証人等

保証人、担保は不要（ただし、貸付の可否については、各都道府県医師会の意見を反映）